

## 《参考》一部改正後の規約

### いばらき自然エネルギーネットワーク規約

#### (名称)

第1条 本会は、いばらき自然エネルギーネットワーク(英文は「Renewable Energy Network Ibaraki」と表記し、略称は「REN-i」とする。)と称する。

#### (目的及び事業)

第2条 本会は、茨城県における自然エネルギー及び省エネルギーに対する関心と理解を深めるとともに、その利活用の普及に努め、もって、たくましい地域社会を実現し、持続可能な地域づくりを推進することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 自然エネルギー及び省エネルギーに関する情報の収集・提供及びセミナー、見学会等の実施
- (2) 茨城県内における自然エネルギー及び省エネルギーに関する活動を行う団体等との連携、地域に根ざした知見や取組の発掘及び関係者との交流の促進
- (3) 自然エネルギー及び省エネルギーの普及、促進に関する調査・検討及び提言
- (4) 地域と連携した実践的な取組、研究開発、先導的事業の創出・実施及び支援
- (5) 各種自然エネルギー及び省エネルギーに関わる人材の育成
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前項の目的を達成するために必要な活動

#### (会員)

第3条 本会の会員は、正会員、特別会員、準会員及び賛助会員とする。

- 2 本会の目的に賛同する団体、企業、研究機関等(以下「団体等」という。)又は個人は、正会員になることができる。
- 3 正会員は、本会の目的が達成されるよう、それぞれの所属組織や領域において努力するものとする。
- 4 本会の目的に賛同する行政機関等は、特別会員になることができる。
- 5 本会の目的に賛同する個人は、準会員になることができる。
- 6 本会の活動を支援する団体等又は個人は、賛助会員になることができる。
- 7 正会員及び特別会員は、幹事会の承認により入会し、及び幹事会への申し出により退会し、並びに賛助会員及び準会員は、事務局への申し出により入会し、及び退会する。
- 8 反社会的な活動を行う団体又はこれに関係する者は、会員になることができない。
- 9 会員が次の各号の一に該当するときは、代表は、あらかじめ当該会員に書面による弁明の機会を与えたうえ、幹事会の議を経て、当該会員を除名することができる。この場合、当該事実関係が明白であり、かつ、速やかに除名する必要があり幹事会を招集する暇のないときは、代表は、弁明の機会の付与及び幹事会への付議を省略することができる。
  - (1) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をしたとき。

(3) 犯罪その他反社会的な行為をしたとき。

10 会員が代表又は幹事会の明示の承諾を得ないで本会の名義を使用してした行為については、本会は一切関知せず、当該会員は、速やかに必要な是正をしなければならない。

#### (会費及び賛助会費)

第3条の2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、総会において別に定める会費又は賛助会費を納入しなければならない。

2 会費又は賛助会費は、新たに入会する者にあっては入会手続の終了後に、継続会員にあっては毎年度事務局の指定する期日に、それぞれ事務局の指定する方法により納入するものとする。

3 本会に納入された会費及び賛助会費は、いかなる事情があっても返還しない。

#### (役員及び組織)

第4条 本会に次の役員を置き、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 代 表(1名) 本会を統括する。
- (2) 副代表(若干名) 代表の職務を代行する。
- (3) 幹 事(30名以内) 本会の事業の円滑な執行を図る。
- (4) 監 事(2名以内) 本会の事業及び経理を監査する。
- 2 代表、副代表、幹事及び監事は、総会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員が欠けたときは、幹事会の承認により、補欠選任することができる。この場合、当該選任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 本会に、幹事により構成する幹事会を置く。
- 6 幹事会の会議は、代表が招集し、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、監査報告に關すること並びに代表、副代表、監事になるべき者の推薦、正会員の入会その他必要な事項について協議を行う。
- 7 幹事会の会議には、会員をオブザーバーとして出席させることができる。
- 8 本会の運営に必要な専門的助言等を受けるため、顧問を置くことができる。
- 9 顧問は、幹事会の協議を経て代表が選任する。

#### (総会)

第5条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は年1回定期に開催し、臨時総会は必要に応じて開催し、いずれも代表が招集する。
- 3 代表は、監事及び幹事会が必要と判断したときは、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、事業計画及び収支予算の決定、事業報告及び収支決算の承認、役員の選任、規約の改廃等について審議する。
- 5 総会は、正会員及び特別会員の3分の1以上の出席(委任状によるものを含む)により成立し、その議事は、出席した正会員及び特別会員(委任状によるものを含む)の過半数の賛成により決する。

6 準会員及び賛助会員は、総会に出席して発言することができる。

(企画運営会議及び企画運営委員)

第6条 本会に、事業の企画及び執行等を行うため、企画運営会議を置く。

2 企画運営会議は、代表、副代表及び代表が幹事会の承認を受けて選任する企画運営委員をもって構成する。

3 企画運営会議は、代表が招集する。

4 会員は、企画運営会議にオブザーバーとして出席することができる。

(事務局)

第7条 本会の会務を処理するため、一般社団法人いばらき自然エネルギー協会(茨城県水戸市)内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、代表がこれを選任する。

(公開原則)

第8条 総会及び企画運営会議は、原則として公開する。

2 本会の業務に関する資料類は、求めに応じ開示する。

(財政)

第9条 本会の経費は、会費、賛助会費、補助金、受託金、寄付金その他収入(参加費等)をもって支弁し、監事の指導・助言のもと適正な財政運営を確保するものとする。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終了する。

2 事業報告及び収支決算については、当該事業年度の終了後3か月以内に、監事による監査を経て、総会の承認を求めるものとする。

(解散)

第11条 本会は、総会の議決により解散することができる。

2 解散時に残余金等がある場合は、前項の議決に併せてその処分を決定するものとする。

(細則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については幹事会において定める。

付 則(平成 24 年 3 月 16 日制定)

この規約は、第1回総会の議決を経た直後から発効し、第 10 条の規定にかかわらず翌年4月 30 日までを最初の事業年度とする。

付 則(平成 25 年 5 月 30 日一部改正)

一部改正後の規約は、総会の議決の日から施行する。

付 則(平成 27 年 7 月 2 日一部改正)

一部改正後の規約は、総会の議決の日から施行する。